

令和6年度における建設工事の前払金の特例に係る取扱いのお知らせ

令和6年3月
山 口 県

県が発注する建設工事につきましては、平成28年度から時限的な特別措置として、前払金に係る特例（使途範囲の拡大）を実施しておりましたが、国において令和6年度も継続することとなったことを踏まえ、県発注工事についても、継続して行うこととしましたので、お知らせします。

1 期間について

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに工事請負契約を締結した、又は締結する工事の前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

※既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。

2 その他

例年、標準書式を改正して対応していましたが、令和5年度より標準書式内の期間を削除し、通年使用できるよう改正しました。

令和7年度以降も県発注工事において、前払金の使途拡大を継続して行うこととなりましたら、技術管理課 HP にてお知らせします。

山口県技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23400.html>)